

(2) 労働安全衛生法に基づく面接指導等

労働安全衛生法第66条の8では一定の労働者に対する面接指導の実施の義務、第66条の9ではそれ以外の労働者で健康への配慮が必要な労働者に対する面接指導に準ずる措置の努力義務を規定しておりその内容は、次のとおりである。

項 目	内 容	
	面 接 指 導（義務）	面接指導に準ずる措置（努力義務）
関係規定	労働安全衛生法第66条の8、104 労働安全衛生規則第52条の3～第52条の7	労働安全衛生法第66条の9、104 労働安全衛生規則第52条の8
関係通達	平成18年2月24日付け基発第0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」	
規定の趣旨	事業者は、一定の労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。	事業者は、左欄の労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについて必要な措置を講ずるように努めなければならない。
面接指導の定義	問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。	
対象事業場	全ての事業場（常時使用する労働者の数が50人未満である事業場は平成20年4月から適用）	
対象労働者	休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者で、面接指導の申出をしたもの。ただし、1か月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。 なお、産業医は、時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対して、面接指導の申出を行うよう勧奨することができる。 また、前記の超えた時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。 派遣労働者については、派遣元事業主に実施義務が課せられている。	ア 長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者 イ 前号に掲げるもののほか、事業場において定められた法第66条の9の必要な措置の実施に関する基準に該当する労働者～事業場で定める基準の例～ ① 週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えた労働者及び2～6か月間の平均で1月当たり80時間を超えた労働者全員 ② 週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた労働者全員 ③ 週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者
実施事項	面接指導：労働者の申出後、遅滞なく実施する。 面接指導における確認事項： ① 当該労働者の勤務の状況 ② 当該労働者の疲労の蓄積の状況 ③ 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況	面接指導又は面接指導に準ずる措置～面接指導に準ずる措置の例～ 対象労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医に提出し、事業者が産業医から助言指導を受ける。
労働者の受診義務等	前記の対象労働者は、事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う	

	同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。	
記録の保存	面接指導結果の記録を作成して5年間保存しなければならない。	
医師からの意見聴取	面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後（前記の他の医師による面接指導を受けたときはその結果を証明する書面を提出した後）、遅滞なく、医師の意見を聽かなければならない。	左記に準じた必要な措置を講じるよう努めなければならない。
事業者の行う措置	医師の意見を勘案して、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。	
守秘義務、個人情報保護	面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	健康情報を含む個人情報の保護の観点から、個人情報の適切な取扱いを行わなければならない。
主な留意事項	面接指導の費用は、事業者が負担すべきものである。 面接指導に要した時間の賃金の支払いは、労使協議により定めるべきものであるが、事業者がこれを支払うことが望ましい。 衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への医師の意見の報告に当たっては、医師からの意見は個人が特定できないように集約・加工するなど労働者のプライバシーに適正な配慮が必要である。 特にメンタルヘルス不調に関し、面接指導を受けた結果として、事業者が労働者に対し不利益な取扱いをすることがあつてはならない。 1月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次式による。 1か月の総労働時間数（労働時間数+延長時間数+休日労働時間数）－（計算期間（1か月間）の総曆日数／7）×40 常時使用する労働者の数が50人未満である事業場については平成20年3月31日までの間、第66条の8及び第66条の9の適用はないが、地域産業保健センターを活用すること等により面接指導等を実施するとともに、その結果に基づく措置を講ずることが適當である。 その他巻末の「資料1 関係法令等」を参照	